

全教委連第27号
平成30年4月18日

文部科学大臣
林 芳正 様

全国都道府県教育長協議会
会長 中井 敬三

高校生等の奨学給付金制度に関する緊急要望

家庭の経済事情に左右されることなく、学ぶ意欲と能力のある全ての子供達が質の高い教育を受けられるよう、切れ目のない支援を行うことは国や地方公共団体の責務であります。

平成30年7月より、県費負担教職員制度の見直しに係る指定都市への税源移譲への対応として、高等学校等就学支援金の判定基準を、市町村民税所得割額から道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算に変更する政令改正の通知（平成29年12月18日付け事務連絡）が各都道府県に発出されました。奨学給付金についても、この判定基準を準用する旨の通知（平成30年2月1日付け事務連絡）も発出されたところです。

「平成29年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」（平成29年1月23日付け総務省事務連絡）にも示されているように、これらの改正は、指定都市とそれ以外の市町村で適用される市町村民税所得割の税率が異なることから不公平な取り扱いとならないために判定基準を見直すものです。

しかしながら、指定都市においては、今回の改正により課税所得金額が同額にもかかわらず税計算上の端数処理の関係から、税源移譲前は市町村民税所得割が非課税で奨学給付金の支給対象であった生徒が、税源移譲後は課税となり、奨学給付金の支給対象外となる場合が発生することが考えられ、指定都市とその他の市町村で給付金支給の取扱いに差が生じることが想定されます。

奨学給付金制度の趣旨は「全ての意思ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯を対象に支援を行う」ものであり、税制の変更に伴い生じる税計算の端数処理の結果、対象外となることは著しく不公平な取り扱いと言わざるを得ません。

つきましては、奨学給付金の判定基準について、下記のとおり緊急要望いたします。

記

奨学給付金の判定基準について、今回の見直しにより給付の対象外となる生徒に対しては、指定都市における課税証明書には当面の間、税源移譲前の税率による市町村民税所得割額も記載されていることから、平成30年度についてもこれまでどおり税源委譲前の税率による市町村民税所得割額を判定基準とするなど、何らかの救済策を講じること。